

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制の強化について

1 「特別定額給付金（仮称）」の支給体制の整備

(1) 体制整備の目的

国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）において示す、「特別定額給付金（仮称）」の給付事務を迅速かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 制度概要（令和2年4月21日 総務省公表）

目的	感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。
給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍を問わず、令和2年4月27日時点において住民基本台帳に記録されている者（ただし、世帯主が家族分を含めて受給） ・ 配偶者からの暴力により避難している場合は、避難先の自治体において受給可能 ※ 本市における対象者数・・・520,396人（3月末時点）
給付額	給付対象者1人につき10万円
支給手続き	①市区町村から郵送される申請書類に必要事項（※）を記入のうえ返信 ②マイナンバーカードを活用したオンライン申請 ※ 振込先口座、本人確認書類 等
申請期限	郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内

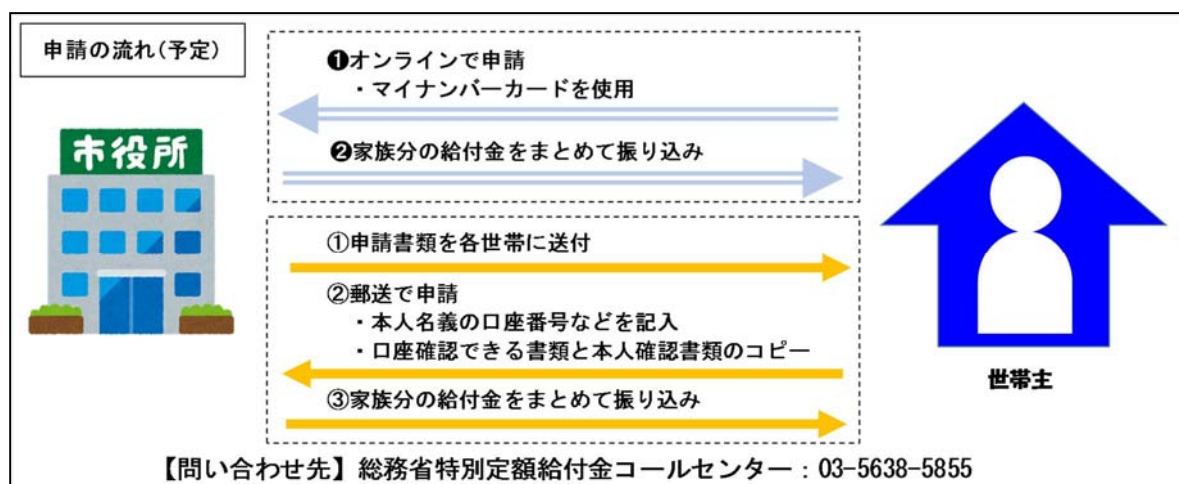
(3) 支給体制の概要

ア 「特別定額給付金（仮称）」実施本部の設置（4月22日設置）

行政経営部に実施本部を設置し、事務局長以下6名体制（行政経営部、総合政策部、市民まちづくり部より応援）で発足。5月中旬を目途に更に体制の強化（増員）を行う。

イ 受付の開始

申請書類の準備等に順次着手し、可能な限り早期の申請書類の送付・給付の開始を目指す。



2 市民からの相談受付体制の整備

(1) 体制整備の目的

不安の訴えや生活支援の相談など、今後の更なる相談件数の増加を見据え、市民の相談にいち早く対応し、不安を解決できる環境整備を図る。

(2) 相談受付体制の概要

- 生活支援に係る相談や給付金等の支援策に係る相談など、感染症以外の相談を適切な窓口で受け付ける体制を整備する。
- 感染症に係る健康相談、市民向けの一般的な生活相談、事業者向けの支援制度の3つの側面から窓口等を設置する。

■ 設置窓口 (別紙参照)

種 別	窓口名称	役 割
健康相談	帰国者・接触者相談センター 〔市保健所〕 (平日午前8時30分～午後5時15分) ☎626-1114 (平日午後5時15分～午後8時) ☎626-1135 (土日祝午前8時30分～午後5時15分) ☎626-1135	37.5度以上の発熱または風邪の症状が4日以上続いている方など、感染の疑いがある方の相談を実施
	栃木県新型コロナウイルスコールセンター ☎0570-052-092 (土日祝を含む24時間受付) ※令和2年4月16日開設	上記以外の発熱、かぜの症状などがある方の健康相談や感染症への不安、緊急事態宣言についての問い合わせなどの全般的な相談を実施
【新設】 生活相談 (市民向け)	宇都宮市新型コロナ生活相談センター 〔市庁舎地下1階〕 ☎632-5334 (平日午前9時～午後5時) ※4月中のみ、土日祝も受付	施設の運営状況や市の支援策など、市民生活全般に関わる相談を実施(必要に応じて関係課等へ引き継ぎ)
【新設】 支援制度 (事業者向け)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター 〔市庁舎地下1階〕 ☎632-5209 (平日午前9時～午後5時) ※4月中のみ、土日祝も受付	新設される各種支援制度の相談受付を実施

3 スケジュール

- 4月22日 「『特別定額給付金(仮称)』実施本部」の設置
申請書類の準備等に順次着手
- 24日 「宇都宮市新型コロナ生活相談センター」の開設
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター」の開設
- 5月中旬 「『特別定額給付金(仮称)』実施本部」事務局の増員



～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～

＜ むやみに複数の医療機関を受診することは控えましょう ＞

別紙

感染について心配している方

①**37.5度以上の発熱** または ②**風邪の症状** が
4日以上続いている方

当てはまる

当てはまらない・分からない

- 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触（※）をした方
- 2週間以内に国内外流行地域を訪問した方
- 国内外流行地域への渡航・居住歴がある方と濃厚接触（※）した方

※ 濃厚接触

患者との同居・長時間の接触、感染防護措置なしで患者の診察・看護・介護、患者の体液等に直接接触した場合や手の触れることの出来る距離（目安1メートル）で感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者

当てはまる

当てはまらない・分からない

新型コロナウイルスに関する一般的なお問い合わせ

- 感染したのではと不安がある
 - 緊急事態宣言について知りたい
 - 今後の生活が心配である
- など

「栃木県 新型コロナウイルスコールセンター」

- 電話番号：0570-052-092
- 受付時間：24時間受付（土・日・祝日を含む）

ご相談内容に応じてご案内します

「帰国者・接触者相談センター」 （宇都宮市保健所保健予防課）

- 受付①：平日 8:30～17:15
- 電話番号：028-626-1114
- 受付②：平日 17:15～20:00
土日祝 8:30～17:15
- 電話番号：028-626-1135

生活に不安がある方

- 今後の生活に不安がある
 - 施設の休館やイベントなどの状況を知りたい
 - その他、生活に関する相談がしたい
 - 緊急事態宣言による生活の変化が心配
- など

一般的な相談

宇都宮市内での生活相談

宇都宮市での生活に関するお問い合わせ

- 宇都宮市の感染予防の取組について知りたい
 - 宇都宮市内の施設の運営状況を知りたい
 - 宇都宮市の支援制度について知りたい
- など

「宇都宮市 新型コロナ生活相談センター」

- 電話番号：028-632-5334
- 受付時間：平日 9:00～17:00
※ 4月中のみ土日祝も受付

担当部署などにおつなぎします

「宇都宮市役所内の関係部署」

※目的の部署への直接ご連絡いただくか、下記の代表番号からもおつなぎできます。

- 宇都宮市役所代表番号
028-632-2222

「新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策コールセンター」

- 電話番号：028-632-5209
- 受付時間：平日 9:00～17:00
※ 4月中のみ土日祝も受付

